

別表第1（第4条、第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務，窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで
	午前9時30分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
原子炉実験所経理課電気掛に勤務する職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	午前10時30分から午後7時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後4時まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から午後8時まで	午後1時から午後2時まで

別表第2（第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務，窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後2時まで

別表第3(第16条関係)

教職員の区分	割振り単 位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院の診療科及び中央診療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午後5時15分から翌日午前10時15分まで	午前1時15分から午前2時15分まで
			午前8時30分から午後9時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後5時15分から午後5時30分まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	-
			午後1時から午後5時まで	-
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時30分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後5時30分から午後7時15分まで、午前1時から午前6時30分まで
医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理診断部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後5時まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時15分から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	-
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時15分から正午まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時15分から午後4時まで
			午前11時30分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時から午後8時45分まで、午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時45分から翌日午前3時まで、午前6時30分から午前7時30分まで

医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	-
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
医学部附属病院看護部に勤務する看護部長、副看護部長、病棟・外来棟等看護師長、病棟・外来棟等副看護師長及びその他の看護職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前10時45分から午後7時30分まで	午後2時45分から午後3時30分まで
医学部附属病院看護部に勤務する外来棟副看護師長、看護師及び助産師のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	正午から午後8時45分	午後4時から午後4時45分まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時30分から午後4時15分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時まで
医学部附属病院看護部に勤務する看護師のうち、医学部附属病院長が指定する者(他の「教職員の区分」に定める者を除く。)	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後4時30分から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時30分まで
医学部附属病院看護部病棟に勤務する副看護師長、看護師、助産師、准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から午前11時45分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後4時45分まで
			午後3時30分から翌日午前9時30分まで	午後8時から午後10時まで

医学部附属病院看護部手術部に勤務する副看護師長、看護師、准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午後4時30分から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時30分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後4時45分まで
医学部附属病院看護部中央診療センターに勤務する副看護師長、看護師、准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
医学部附属病院看護部救急部及び集中治療部に勤務する副看護師長、看護師、准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時45分から午後4時30分まで	午前11時45分から午後0時30分まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から午前11時45分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで

医学部附属病院看護部医療器材部に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
医学部附属病院看護部精神科神経科西病棟に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
医学部附属病院看護部に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者(他の「教職員の区分」に定める者を除く。)	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
原子炉実験所に勤務する教職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後2時15分まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後9時までの間の11時間又は午後8時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
			午後1時から午後6時まで	-
			午後2時15分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める2時間45分
			午後6時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
			午後6時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
霊長類研究所附属人類進化モデル研究センターに勤務する教職員	4週間	霊長類研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
総合博物館に勤務する職員のうち、総合博物館長が指定する者	4週間	総合博物館長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時30分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで

別表第4（第20条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え 2月に達するまでの期間	3日
2月を超え 3月に達するまでの期間	5日
3月を超え 4月に達するまでの期間	7日
4月を超え 5月に達するまでの期間	8日
5月を超え 6月に達するまでの期間	10日
6月を超え 7月に達するまでの期間	12日
7月を超え 8月に達するまでの期間	13日
8月を超え 9月に達するまでの期間	15日
9月を超え 10月に達するまでの期間	17日
10月を超え 11月に達するまでの期間	18日
11月を超え 1年末満までの期間	20日

別表第5（第27条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日